

福井二丁目町内会会則

平成 17 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、福井 2 丁目町内会といい、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 この会は、町内の発展と親睦をはかり、福祉の増進につとめ、明るく住み良い町づくりを目的とする。

(会員)

第 3 条 この会の会員は、福井 2 丁目に居住し、会の趣旨に賛同する世帯をもって構成する。

第 2 章 事業

第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内福祉の増進に関する施策の推進
- (2) 会員の親睦及び相互の啓発向上
- (3) 環境衛生、防犯、防火、交通安全の推進
- (4) 福井町内会及び他町内会との連絡提携
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項

第 3 章 町内会組織

(会長及び副会長)

第 5 条 この会には、会長 1 名、副会長 2 名を置く。

ただし、副会長は人数を増減することができる。

2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、業務の一部を担当するとともに、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会計部)

第 6 条 会計事務を処理するため会計部を置き、会計部長 1 名を置く。

(総務部)

第 7 条 町内会業務の庶務を担当させるため総務部を置き、総務部長 1 名を置く。

(専門部)

第 8 条 この会には、第 4 条に定める事業を円滑に実施するため専門部を置く。

2 設置する専門部は次の通りとする。

福祉厚生部、環境衛生部、交通安全防犯部、青少年部。

なお、役員会議の決定により、休部、廃部の処置を行うことができる。

3 各専門部には部長 1 名を置く。部長は第 2 項に定める部を担当し事業の企画、推進にあたる。

4 全員参加の町内会活動を目指すため、会員は希望する何れかの部(会計、総務を含む)に属することができる。

5 各専門部の担当範囲は別に定める。

6 役員会議が必要と認めるときは、新たに専門部を設けることができる。

(班)

第 9 条 この会の会員は必要な班に区分する。

2 各班には、班長 1 名を置く。

また、前年度の班長は、当年度の班長を補佐するものとする。

3 班長は、班を総括し、各役員との連絡調整にあたる他、班務を処理する。

(会計監査)

第 10 条 会計の監査を実施するため、会計監査 2 名を置く。

ただし、候補者の状況により、人数を増減することができる。

2 会長は、その年度の会計が閉鎖された後、2 週間以内に会計監査を求めるものとする。

3 会計監査は、会計の監査を求められた場合、2 週間以内に実施し、総会に報告する。

第 4 章 役員

(役員の範囲)

第 11 条 役員は会長、副会長、会計、総務及び各専門部長、班長、会計監査とする。

(職の兼務)

第 12 条 第 11 条に定める会計監査以外の役員は、他の役員を兼務することができる。

(役員の選出及び任期)

第 13 条 役員の選出・任期は次の通りとする。

(1) 役員は総会において選出する。但し班長は各班毎に選出する。

(2) 役員の任期は班長を除き 2 年、班長は 1 年とする。

(3) 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 任期終了の班長は、任期中の決算を含む総会の終了までは役員としての責を負う。

(5) 全員参加の町内会活動を目指すため、原則として、連続する 4 年を超える役員の再任は認めない。

ただし、4 年を超える役員の後任者がいない場合は、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議の種別)

第14条 この会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会議及び班会議とする。

(定期総会)

第15条 定期総会は、毎年5月末までの、できるだけ早急な時期にこれを開く。

2 定期総会は、委任を含む会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意による。可否同数の場合は議長が決する。

4 定期総会の開催については、書面表決を活用した開催を含むものとし、開催要領は別に定める。

5 定期総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(臨時総会)

第16条 臨時総会は、役員会議が必要と認めたとき、または会員の過半数の請求があったときこれを開く。

2 臨時総会の成立、議決及び議長の選出は定期総会に準ずる。

(総会の議決事項)

第17条 会則の変更、役員の選任、予算・決算並びに年度当初の事業計画等、会の運営上、重要な事項は総会の議決を得なければならない。

(役員会議)

第18条 役員会議は必要に応じて会長がこれを召集する。

2 役員会議の議長は会長をもってあてる。

3 役員会議の構成は第11条に定める役員とする。

4 役員会議の成立及び議決の要件は、総会の要件に準ずる。

(班会議)

第19条 班会議は、班長が必要と認めたときこれを開く。

第6章 会の経費

第20条 この会の経費は、会費、及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、細則に定める。

3 役員の手当は、細則に定める。

4 町内会の用務に係る交通費等は実費を支給する。

第21条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月末に終わる。

附則1

第1条 この会則は、平成17年4月1日に制定し、実施する。

第2条 設立総会で選出された班長を除く役員の任期は第13条(2)に拘らず、平成18年3月31日までとする。

附則 2

- 1 この会則は平成 20 年 4 月 1 日に改定し、実施する。
- 2 この会則は平成 21 年 4 月 1 日に改定し、実施する。
- 3 この会則は令和 5 年 4 月 1 日に改定し、実施する。
- 4 この会則は令和 9 年 4 月 1 日に、第 15 条 4 を改定し、実施する。